



平成 28 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ ー ブ ッ ク
イ ニ シ ア テ ィ ブ ジ ャ パ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 出 斉
(コード番号：3658 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 コ ー ポ レ ー ト 本 部 長 辻 靖
(TEL. 03-3518-9544)

(訂正) 有価証券届出書の訂正届出書の提出に伴う
「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」の訂正に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 9 日付で提出いたしました有価証券届出書につきまして、一部訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を平成 28 年 8 月 12 日付で関東財務局に提出いたしました。これに伴い、当社が平成 28 年 6 月 9 日付で公表した「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」を下記の通り訂正いたしますのでお知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

(訂正前)

(前略)

なお、本日公表いたしました「ヤフー株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及びヤフー株式会社との資本業務提携契約の締結のお知らせ」に記載のとおり、当社は、ヤフーとの間での資本業務提携に係る契約（以下「本資本業務提携契約」という。）を締結し、本資本業務提携契約に基づき、ヤフーによる当社普通株式を対象とする公開買付け（公開買付期間：平成 28 年 6 月 10 日から平成 28 年 7 月 22 日、買付価格：850 円、買付予定数の下限：990,800 株、買付予定数の上限：2,427,700 株。以下「本公開買付け」といい、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）に賛同の意見を表明し、本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、平成 28 年 6 月 9 日に公表いたしました「ヤフー株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及びヤフー株式会社との資本業務提携契約の締結のお知らせ」に記載のとおり、当社は、ヤフーとの間での資本業務提携に係る契約（以下「本資本業務提携契約」という。）を締結し、本資本業務提携契約に基づき、ヤフーによる当社普通株式を対象とする公開買付け（公開買付期間：平成 28 年 6 月 10 日から平成 28 年 7 月 22 日、買付価格：850 円、買付予定数の下限：990,800 株、買付予定数の上限：2,427,700 株。以下「本公開買付け」といい、本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）に賛同の意見を表明し、本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様の判断に委ねることを決議しております。

その後、ヤフーは本公開買付けについて、平成28年7月22日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出し、公開買付期間は従来の平成28年6月10日から平成28年7月22日までの30営業日から、平成28年6月10日から平成28年8月15日までの45営業日に変更しました（以下「第1回買付条件等変更」といいます。）。さらに、ヤフーは平成28年8月12日付でプレスリリース「株式会社イーブックイニシアティブジャパン株券（証券コード 3658）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表し、本公開買付における買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を従来の1株につき850円から1,150円に変更し、公開買付期間を従来の平成28年6月10日（金曜日）から平成28年8月15日（月曜日）までの45営業日から、平成28年6月10日（金曜日）から平成28年8月29日（月曜日）までの55営業日に延長（本公開買付価格、公開買付期間の変更を総称して、以下「第2回買付条件等変更」といいます。）することを発表しております。

また、当社は、平成28年8月12日開催の取締役会において、第2回買付条件等変更に関して慎重に協議・検討を行った結果、第2回買付条件等変更を前提としても、本取引により、当社及びヤフーが各々の自力成長を超えたレベルでの事業価値の創造・拡大が可能となるとの判断に変更はなく、また、第2回買付条件等変更は当社の株主の皆様にとって不利益な変更とはならないと判断し、平成28年8月12日付の当社プレスリリース「ヤフー株式会社による買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び第三者割当による自己株式の処分のお知らせ」にて公表しておりますとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び本公開買付けへの応募については当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議いたしました。

なお、本第三者割当増資について、平成28年8月12日開催の当社取締役会において、第2回買付条件等変更及び本自己株式処分を踏まえ、本第三者割当増資の必要性及びその条件について改めて慎重に協議・検討を行いました。その結果、第2回買付条件等変更、及び本公開買付けに自己株式を応募することにより、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを前提とした場合においても、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠であり、平成28年6月9日開催の当社取締役会において決議した本第三者割当増資における発行条件は合理的かつ相当であるという判断に変更はありません。

（後略）

2. 募集の目的及び理由

（2）本資本業務提携契約の概要

（訂正前）

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりであります。

（中略）

（キ）終了事由

本資本業務提携契約は、以下に定めるいずれかの場合に該当するとき終了するものとする。

- ① 当社及びヤフーが、書面で本資本業務提携契約の終了につき合意した場合
- ② 本資本業務提携契約が当社又はヤフーにより解除された場合
- ③ 本公開買付けが平成28年9月30日（但し、本公開買付けの実施に更に期間を要することを理由にヤフーが合理的に要請し、当社が承諾した場合には、当該要請に係るその他の日とする。）までに開始されない場合
- ④ 本公開買付けが不成立となった場合

（訂正後）

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりであります。

(中略)

(キ) 終了事由

本資本業務提携契約は、以下に定めるいずれかの場合に該当するとき終了するものとする。

- ① 当社及びヤフーが、書面で本資本業務提携契約の終了につき合意した場合
- ② 本資本業務提携契約が当社又はヤフーにより解除された場合
- ③ 本公開買付けが平成 28 年 9 月 30 日（但し、本公開買付けの実施に更に期間を要することを理由にヤフーが合理的に要請し、当社が承諾した場合には、当該要請に係るその他の日とする。）までに開始されない場合
- ④ 本公開買付けが不成立となった場合

なお、当社は、平成 28 年 8 月 12 日付でヤフーと本資本業務提携契約の覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結しております。本覚書の概要は以下のとおりであります。

- ① ヤフーは第 2 回買付条件等変更を行うこと
- ② 当社は、ヤフーが第 2 回買付条件等変更を行うことを決定することを条件として、第 2 回買付条件等変更後の本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することにつき、取締役会決議（以下「第 2 回賛同決議」という。）を行い、第 2 回賛同決議を訂正、撤回、変更せず、また、第 2 回賛同決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わない。但し、当社が第 2 回賛同決議を維持、継続すること又は対抗公開買付けへの反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれがあると客観的かつ合理的に判断されるときは、この限りでない。
- ③ 当社は、ヤフーが第 2 回買付条件等変更を行うことを決定することを条件として、当社が保有する自己株式（発行済株式総数 5,354,800 株のうち 400,200 株。以下「本自己株式」という。）の処分を行う旨及び当該決議に基づき本自己株式の全部を本公開買付けに応募する旨の取締役会決議（以下「本自己株式処分等決議」という。）を行うとともに、本自己株式の全部について、本公開買付けに応募し、公開買付期間中、これを維持する。当社は、本自己株式処分等決議を訂正、撤回、変更せず、また、本自己株式処分等決議と矛盾する内容のいかなる決議も行わず、また、本自己株式処分等決議に基づく本自己株式の本公開買付けへの応募を解除しない。但し、当社が本自己株式処分等決議を維持することが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれがあると客観的かつ合理的に判断されるときは、この限りでない。当社は、本自己株式処分に係る有価証券届出書が効力を生じることを条件として、ヤフーに対して本自己株式の総数を割り当てる。
- ④ 当社は、当社が平成 28 年 6 月 9 日付で行った本第三者割当増資に係る取締役会決議を維持する旨の取締役会決議を行う。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(訂正前)

(1) 調達する資金の額（注 1）

① 払込金額の総額	2,017,390,000 円
② 発行諸費用の概算額	5,000,000 円（注 2）
③ 差引手取概算額	2,012,390,000 円

- (注1) 本資本業務提携契約に従い、ヤフーは、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資に基づきヤフーに割り当てられた株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、変動する可能性があります。上記金額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行数の全株式について払込みがあったものとして計算した、最大値であります。
- (注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、アドバイザー手数料及びその他諸費用です。

(訂正後)

(1) 調達する資金の額 (注1) (注3)

①	払込金額の総額	2,017,390,000 円
②	発行諸費用の概算額	5,000,000 円 (注2)
③	差引手取概算額	2,012,390,000 円

(注1) 本資本業務提携契約に従い、ヤフーは、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資に基づきヤフーに割り当てられた株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があるため、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、変動する可能性があります。上記金額は、本公開買付けが買付予定数の下限で成立した場合における発行数の全株式について払込みがあったものとして計算した、最大値であります。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、アドバイザー手数料及びその他諸費用です。

(注3) 当社が平成28年8月12日付で別途提出した有価証券届出書に記載のとおり、平成28年6月9日付でヤフーと本資本業務提携契約を締結した後も、本業務提携に関してヤフーとさらに具体的に協議を進めた結果、追加の資金手当てが必要となったこと、及び上記のとおり、ヤフーが第2回買付条件等変更を行ったことを踏まえ、本自己株式処分を行い、別途460百万円の調達をする予定です。なお、当該金額は、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えずに本公開買付けが成立した場合における自己株式の全部(400,200株)について買付けが行われたものとして計算した最大値であり、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限(2,427,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により決済がなされることから、当該金額については変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

(訂正前)

(前略)

③ オフィス増床

オフィス増床の100百万円については、本資本業務提携のため、従業員の出向及び採用増強に伴うオフィス増床(新規賃貸借の発生に伴うオフィス賃料増、各種造作、備品購入費用等)のための資金として、平成28年10月から平成29年9月までの期間において充当する予定であります。

(訂正後)

(前略)

③ オフィス増床

オフィス増床の100百万円については、本資本業務提携のため、従業員の出向及び採用増強に伴うオフィ

ス増床（新規賃貸借の発生に伴うオフィス賃料増、各種造作、備品購入費用等）のための資金として、平成28年10月から平成29年9月までの期間において充当する予定であります。

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」「(1) 調達する資金の額（注3）」記載のとおり、本資本業務提携の効果を一層高め、当社の企業価値をより向上させるために、本自己株式処分により、別途460百万円を調達し、新規顧客獲得を目的とした新規プロダクト開発に充当する予定であります。本自己株式処分については、当社が平成28年8月12日付で別途提出した有価証券届出書をご参照ください。なお、本第三者割当増資において、ヤフーは、本公開買付けの結果に応じて、割り当てられた株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。その場合、本自己株式処分及び本第三者割当増資により調達した金額、その他の資金調達手段により調達できる金額及び時期などを踏まえ、ヤフーと協議した上で、本自己株式処分及び本第三者割当増資の資金使途のうち、優先順位が高いものから実施してまいります。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

(前略)

なお、平成28年6月9日開催の上記取締役会に出席した監査役3名が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(訂正後)

(前略)

なお、平成28年6月9日開催の上記取締役会に出席した監査役3名が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

また、当社は、平成28年8月12日にヤフーが行った第2回買付条件等変更、及び当社が決定した本自己株式処分を踏まえ、平成28年8月12日開催の当社取締役会において、本第三者割当増資の必要性、及び発行条件の相当性について改めて慎重に協議・検討を行いました。その結果、当社は、本第三者割当増資における発行価額は、本公開買付価格と結果的に差異が生じたものの、上述のとおり日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価額には該当しないと判断しております。

なお、平成28年8月12日開催の上記取締役会に出席した監査役3名が、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(訂正前)

(前略)

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資により、当社普通株式につき1株当たりの議決権比率が希薄化するものの、本資本業務提携により当社の収益基盤の強化を図ることができ、当社の企業価値の向上、更には株主の皆様にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及

び株主価値の向上に不可欠かつ相当であると判断しております。

(訂正後)

(前略)

以上より、当社は、平成 28 年 6 月 9 日開催の取締役会において、本第三者割当増資により、当社普通株式につき 1 株当たりの議決権比率が希薄化するものの、本資本業務提携により当社の収益基盤の強化を図ることができ、当社の企業価値の向上、更には株主の皆様にとっての利益向上に資すると考えられるため、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠かつ相当であると判断しております。

また、当社は、平成 28 年 8 月 12 日開催の取締役会において、本業務提携に関してヤフーとさらに具体的に協議を進めた結果、追加の資金手当てが必要となったこと、及び上記のとおり、ヤフーが第 2 回買付条件等変更を行ったことを踏まえ、本自己株式処分を行うことを決議いたしました。本自己株式処分により割当てる株式数と本第三者割当増資により発行する新株式数の合計は最大で 2,773,600 株（議決権数 27,736 個）であり、平成 28 年 4 月 30 日現在の当社の発行済株式総数（5,354,800 株）の 51.80%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 28 年 4 月 30 日現在の当社の総議決権数（49,520 個）の 56.01%（小数点以下第三位を四捨五入）にあたります。これにより、当社株式の一株当たり議決権割合は希薄化することとなりますが、平成 28 年 8 月 12 日付で別途提出した有価証券届出書に記載したとおり、本自己株式処分により調達する資金は本資本業務提携の効果を一層高め、当社の企業価値をより向上させるために必要となる追加資金であり、本自己株式処分を前提としても、本第三者割当増資は、当社の企業価値の向上及び株主価値の向上に不可欠かつ相当であるという判断に変更はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率（注 1）

(訂正前)

募集前（平成 28 年 1 月 31 日現在）		募 集 後（注 2）	
クックパッド株式会社	10.79%	ヤフー株式会社	<u>45.91%</u>
小出 斉	3.43%	<u>クックパッド株式会社</u>	<u>7.29%</u>
株式会社小学館	3.23%	小出 斉	<u>2.32%</u>
寺田 航平	2.62%	株式会社小学館	<u>2.18%</u>
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	2.58%	寺田 航平	<u>1.77%</u>
鈴木 雄介	1.72%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 9）	<u>1.74%</u>
大貫 友宏	1.42%	鈴木 雄介	<u>1.16%</u>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.38%	大貫 友宏	<u>0.96%</u>
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.37%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	<u>0.94%</u>
THE BANK OF NEW YORK. NON-TREATY JASDEC ACCOUNT 常任代理人株式会社三菱東京 UFJ 銀行	1.26%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	<u>0.93%</u>

(注 1) 持株比率は小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注 2) ヤフーは、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資に基づきヤフーに割り当てられた株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。募集後の持株比率は、全株式について

て払込みがあったものとして計算しております。持株比率算出の分母には本第三者割当増資後の当社発行済株式総数から自己株式（400,200株）を控除した数を用いております（なお、当社が発行する本新株予約権の目的となる普通株式数（477,300株）は持株比率算出の分母には含めておりません。）。なお、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,427,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により決済がなされることから、募集後における持株比率については変動する可能性があります。

（訂正後）

募集前（平成28年1月31日現在）		募集後（注2）	
クックパッド株式会社	10.79%	ヤフー株式会社	43.53%
小出 斉	3.43%	小出 斉	2.20%
株式会社小学館	3.23%	株式会社小学館	2.07%
寺田 航平	2.62%	寺田 航平	1.68%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2.58%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1.65%
鈴木 雄介	1.72%	鈴木 雄介	1.10%
大貫 友宏	1.42%	大貫 友宏	0.91%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.38%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.37%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	0.88%
THE BANK OF NEW YORK. NON-TREATY JASDEC ACCOUNT 常任代理人株式会社三菱東京 UFJ 銀行	1.26%	THE BANK OF NEW YORK. NON-TREATY JASDEC ACCOUNT 常任代理人株式会社三菱東京 UFJ 銀行	0.81%

（注1）持株比率は小数点以下第三位を四捨五入しております。

（注2）ヤフーは、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当増資に基づきヤフーに割り当てられた株式の全部又は一部について払込みを行わない可能性があります。募集後の持株比率は、全株式について払込みがあったものとして計算しております。募集前の持株比率算出の分母には、当社発行済株式総数から自己株式（400,200株）を控除した数を用いており、募集後の持株比率算出の分母には、本自己株式処分を行うことから本第三者割当増資後の当社発行済株式総数を用いております（なお、当社が発行する本新株予約権の目的となる普通株式数（477,300株）は持株比率算出の分母には含めておりません。）。なお、本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限（2,427,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行われず、金融商品取引法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第32条に規定するあん分比例の方式により決済がなされることから、募集後における持株比率については変動する可能性があります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

（訂正前）

本公開買付けが成立し、かつ、本第三者割当増資が実行された場合、本第三者割当増資により発行する新株式数が最大で2,373,400株（議決権数23,734個）であるため、平成28年4月30日現在の当社の発行済株式総

数 5,354,800 株の 44.32%（平成 28 年 4 月 30 日現在の議決権総数 49,520 個に対する比率は 47.93%）となり、当社普通株式は 25%以上の希薄化が生じる可能性があることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意事項（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

（中略）

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成 28 年 6 月 9 日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

（訂正後）

本公開買付けが成立し、かつ、本第三者割当増資が実行された場合、本第三者割当増資により発行する新株式数が最大で 2,373,400 株（議決権数 23,734 個）であり、本自己株式処分により発行する株式数が最大で 400,200 株（議決権数 4,002 個）であるため、平成 28 年 4 月 30 日現在の当社の発行済株式総数 5,354,800 株の 51.80%（平成 28 年 4 月 30 日現在の議決権総数 49,520 個に対する比率は 56.01%）となり、当社普通株式は 25%以上の希薄化が生じる可能性があることから、本第三者割当増資は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式記載上の注意事項（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当いたします。

（中略）

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

そして、平成 28 年 6 月 9 日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

また、第 2 回買付条件等変更及び本自己株式処分を踏まえ、本第三者委員会に対し、本自己株式処分及び本第三者割当増資の必要性及び相当性について改めて意見を求めました。その結果、本第三者委員会より、平成 28 年 8 月 10 日付で、本自己株式処分及び本第三者割当増資につき必要性及び相当性が認められるとの意見を得ております。

その概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

（ア）結論

本自己株式処分及び本第三者割当増資については、その必要性及び相当性が認められる。

（イ）理由

①本自己株式処分及び本第三者割当増資の必要性

(i) 本自己株式処分による資金使途

当社は、本資本業務提携契約後のヤフーとの協議を経て、本資本業務提携契約締結前には具体的に想定していなかった事業計画が生じるとともに、それに基づく資金需要が新たに生じた。かかる事業計画及び資金需要は、本資本業務提携の内容の検討が進み、より具体化され、発展したものと解し得る。当該資金は、当社の企業価値の向上に寄与するもので、ひいては株主価値の向上に繋がることが見込まれるため、本自己株式処分による増資の必要性が認められる。

②本自己株式処分及び本第三者割当増資の相当性

(i) 発行価額は有利発行に該当しないこと

ア 本第三者割当増資について

第三者割当増資による発行価額の有利発行該当性は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に基づき、発行決議時の市場株価を基準に判断すべきである。本第三者割当増資に係る発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年6月8日)の東京証券取引所における当社株式の終値に相応のプレミアムを加算した金額であるから、当該発行価額は相当であり、有利発行には該当しない。本公開買付価格は本公開買付けへの応募を募るためにヤフーが独自に増額したものであることを考慮すると、本公開買付価格との間に差額が生じたことにより、本第三者割当増資に係る発行価額が不相当になるものではない。

イ 本自己株式処分について

本自己株式処分による処分価額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年8月10日)の東京証券取引所における当社株式の終値845円に36.09%のプレミアム(小数点以下第三位四捨五入)を乗せた金額であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)に適合している。当該処分価額は相当であり、有利発行には該当しないものと料する。

(ii) 他の資金調達手段との比較

以下の点に鑑みれば、他の資金調達手段に比しても、本第三者割当増資に加えて、本自己株式処分を行うことが他の資金調達手段より優れている。

まず、①間接金融による資金調達について、今回の調達は設備投資資金等の長期投資に充てる資金であるところ、財務を安定的に管理するためにも、当社としては、金利面等でも必ずしも有利でない間接融資より、返済の必要性はなく、キャッシュ・フローを向上させるという点で、直接金融を選択したということであり、その判断には合理性が認められる。

次に、②直接金融による資金調達のうち、公募増資及び株主割当について、多額かつリスクの高い事業資金について出資者を広く募る必要があるところ、当社の企業規模及び実績からして、必要十分な引受先ないし申込みが集まらない可能性が高いこと、場合によってはかかる行動によって株式市場における需給が悪化し、株価下落の一因となり、当社の信用や事業に悪影響を及ぼす可能性があること、さらには調達に要する時間及びコストにつき第三者割当増資に比して高くつくことなどから、第三者割当増資を選択したということであり、その判断にも合理性が認められる。

さらに、③本件において、当社は、ヤフーとの交渉の結果、本第三者割当増資に係る発行価額を本公開買付価格に合わせて増額することはできなかったことから、本第三者割当増資における発行株式数を増加させるよりも、自己株式により本公開買付けに応募する方が、より有利な条件での資金調達が可能であり、株式の希薄化率も抑えられる。したがって、自己株式により公開買付けに応募することは、当社にとってより望ましい資金調達手段といえる。

以上より、当社が、本第三者割当増資に加え、本自己株式処分を選択したことには相当性が認められる。

さらに、平成28年8月12日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討された結果、既存株主への影響を勘案しましても、本自己株式処分及び本第三者割当増資の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

12. その他の事項

(訂正前)

本公開買付けが成立し、かつ、本第三者割当が実行された場合（本公開買付けにおいて、買付予定数の上限以上の応募があり、本第三者割当増資が行われない場合を含みます。）は、割当予定先であるヤフーは、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、ヤフーの当社に対する完全希薄化ベースの持株割合が 41.00%となる株式を保有することとなる予定であり、またヤフーは当社の取締役のうち過半数を指名する権限を有することから、ヤフーは当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当する見込みですが、ヤフーの異動後の議決権の数及び議決権割合は、本公開買付け及び本第三者割当増資の結果により変動するため、当該異動については、確定次第、お知らせいたします。

また、当社の主要株主である筆頭株主であるクックパッド株式会社は、本公開買付け及び本第三者割当増資が成立した場合には、当社の主要株主である筆頭株主から外れる見込みであります。クックパッド株式会社の異動後の議決権の数及び議決権割合は、本公開買付け及び本第三者割当増資の結果により変動するため、当該異動については、確定次第、お知らせいたします。

(訂正後)

本公開買付けが成立し、かつ、本第三者割当が実行された場合（本公開買付けにおいて、買付予定数の上限以上の応募があり、本第三者割当増資が行われない場合を含みます。）は、割当予定先であるヤフーは、本公開買付けによる取得分及び本第三者割当増資による取得分を合わせて、ヤフーの当社に対する完全希薄化ベースの持株割合が 41.00%となる株式を保有することとなる予定であり、またヤフーは当社の取締役のうち過半数を指名する権限を有することから、ヤフーは当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当する見込みですが、ヤフーの異動後の議決権の数及び議決権割合は、本公開買付け及び本第三者割当増資の結果により変動するため、当該異動については、確定次第、お知らせいたします。

また、上記「1. 公開買付けに関する意見表明について」「2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、公開買付者によれば、当社の主要株主である筆頭株主であるクックパッド株式会社は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているとのこと。そのため、本公開買付けが成立した場合には、クックパッド株式会社は当社の議決権を保有しないこととなり、当社の主要株主である筆頭株主から外れる見込みであります。

以 上